

氏名を変更し、又は第十条第一項若しくは第三項の規定により新たに身体障害者手帳の交付を受けた十八歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(身体障害者手帳の返還等)

第十二条 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置していない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して行わなければならない。

2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したときは、都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

第十三条から第十七条まで

削除

(居宅介護等に関する措置の基準)

第十八条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する同行援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援(以下この条において「居宅介護等」という。)の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。

(生活介護等に関する措置の基準)

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就効継続支援(以下この条において「生活介護等」という。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な施設を選定して行うものとする。

(短期入所に関する措置の基準)

第二十条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律第五条第八項に規定する短期入所(以下この条において「短期入所」といいう。)の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(共同生活援助に関する措置の基準)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する「共同生活援助」という。の措置は、当該身体障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な共同生活援助を提供し、又は共同生活援助の提供を委託して行うものとする。

第二十二条から第二十六条まで

削除

(購買物品)

第二十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める物品は、ほうき、はたき、ぞうきん、モップ、清掃用ブラシ及び封筒とする。

第二十八条 市町村は、その設置した身体障害者社会参加支援施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。その設置した身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設(以下「養成施設」という。)を休止し、又は廃止しようとするとするときは、同様とする。

2 市町村長は、当該市町村において、前項の施設の名称若しくは所在地を変更し、又はその建設、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この政令に定めるもののほか、身体障害者更生相談所、身体障害者手帳及び身体障害者社会参加支援施設について必要な事項は、

(都道府県又は国の負担)

第一 法第三十七条又は第三十七条の二の規定による都道府県又は国の負担は、各年度にお

いて、次に掲げる額について行う。

一 法第三十五条第四号又は第三十六条第四号に掲げる費用のうち身体障害者社会参加支援

施設の運営に要する費用(法第三十四条に規定する視聴覚障害者情報提供施設に係るものに限る。)については、厚生労働大臣が身体障害者社会参加支援施設の所在地による地域差その他の事情を考慮して定める基準によつて算定した額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)を超過するときは、当該費用の額を控除した額。

二 法第三十五条第三号に掲げる費用(法第十八条の行政措置に要する費用について現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)を超過するときは、当該費用の額を控除するものとする。

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 この政令は、公布の日から施行する。

(補装具の支給に関する経過措置)

二 障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に申請された同法附則第三十五条の規定による改正前の法第二十条第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお從前の例による。

(身体障害者手帳の交付に関する経過措置)

三 当分の間、第九条第二項第一号中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは、「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは、「若しくは同条第十一項」と、「入所した」とあるのは、「入所し、又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居した」と、同項第二号中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書」に規定する日常生活支援住居施設又は同項ただし書」とする。

(大都市等の特例)

四 令和六年三月三十日までの間、第九条第二項第三号中「介護保険施設」とあるのは、「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。)」とする。

五 附 則(昭和二六年九月二十五日政令第三〇六号)

一 この政令は、公布の日から施行する。但し、

身体障害者福祉法施行令第二条及び第十条の改

項から第五項まで及び第十二条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(政令で定める障害)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

四 肝臓の機能

附 則

(施行期日)

一 ぼうこう又は直腸の機能

二 小腸の機能

三 ヒト免疫不全ウイルス

(身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成十六年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第三十条第四号中「同条第二項第一号」とあるのは、「同条第二項第一号（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号。以下この号において「社会福祉事業法等改正法」という。）附則第十二条第一項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者（同項に規定する旧措置入所者をいう。以下この号において同じ。）及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者にあつては、同条第二項第一号」と「同条第二項第二号（社会福祉事業法等改正法附則第十二条第一項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者にあつては、同条第二項第二号」とする。

附 則（平成一四年八月三〇日政令第二八二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日政令第十九号）
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五条、第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第三十条、第三条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第四条第一項、第四条の規定による改正後の知的障害者福祉法施行令第十二条及び第五条の規定による改正後の老人福祉法施行令第五条第五項の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る国又は都道府県の負担で平成十五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一七年四月一日政令第一四三号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年一月二五日政令第一〇号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第一四五号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
附 則（平成一八年九月二六日政令第三一九号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二六日政令第三二九八号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年九月二二日政令第二九六号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二一日政令第二四〇七号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一二月三日政令第二六二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月一八日政令第五四号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日政令第五四号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

する政令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、同令附則第七項中「法第五十一条第五項」とあるのは、障害者自立支援法附則第四十三条の規定によりなほその効力を有することとされた身体障害者福祉法第五十一条第五項」と、「前項」とあるのは、「障害者自立支援法附則等の一部を改正する等の法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第九条第二項及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者について適用し、同様に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者については、なお従前の例による。

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則（平成二一年九月九日政令第二三八号）
(施行期日)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年一二月二四日政令第二二九八号）
(施行期日)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年九月二二日政令第二二九六号）
(施行期日)

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則（平成二三年一二月二一日政令第二二四〇七号）
(施行期日)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二四年一二月三日政令第二二六二号）
(施行期日)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月一八日政令第五四号）
(施行期日)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日政令第五四号）
(施行期日)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日政令第五四号）
(施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
(身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第九条第二項及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者について適用し、同様に居住地を移した身体障害者手帳の交付を受けた者については、なお従前の例による。

この政令は、令和五年三月二三日から施行する。